

福山市営渡船運航業務に関するプロポーザル実施要領

1 業務の目的

福山市営渡船は、1954年（昭和29年）6月1日から2005年（平成17年）3月末まで、福山市の直営により、鞆・仙酔島間の運航業務を実施してきた。2005年度（平成17年度）からの運航については、運航責任は市が負い、運航業務等について民間委託して渡船運営を行ってきた。

仙酔島においては、旧国民宿舎跡地を中心としたエリアを公民連携の手法により再整備することとしており、本市の観光地の形成において重要な役割を担っている福山市営渡船について、今後も安定的な渡船運航を実施するため、本業務を実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

福山市営渡船運航業務

(2) 業務場所

福山市鞆町鞆623番地5及び福山市が指定する場所

(3) 業務内容

別紙「福山市営渡船運航業務委託仕様書」参照

別紙「安全管理規定」参照

別紙「運航基準」参照

別紙「作業基準」参照

別紙「事故処理基準」参照

別紙「地震防災対策基準」参照

(4) 業務履行期間

2026年（令和8年）4月1日（水）から2027年（令和9年）3月31日（水）までの間とする。

3 委託費

委託費の上限は 53,633,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、見積書の金額が委託費の上限を超過した場合は、失格とする。

※ただし、この金額は、本プロポーザル実施にかかる企画提案書を作成するうえでの設定金額であり、契約を約束するものではない。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では実績に基づく安全な運航が担保できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を選定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、受託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な経理遂行体制を有する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から企画提案書の提出期限の日までの間においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に、海上運送法に定める一般旅客定期航路事業の運航または、不定期航路事業（旅客不定期航路事業も含む）の運航実績を有すること。
- (7) 共同事業体による参加の場合は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 共同事業体の構成員が上記（1）から（5）の全ての条件を満たしていること。
 - イ 共同事業体のうちいずれかの構成員が上記（6）の条件を満たしていること。
 - ウ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成員、協力者となることはできない。
 - エ 複数のグループにおいて、同時に構成員、協力者となることはできない。
 - オ グループ応募の場合、代表する団体及び共同事業体を構成する団体の変更は原則として認めない。ただし、構成する団体については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがある。その場合には、市は必要に応じ、事業者に書類の再提出等を求めることがある。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎12階）

福山市 経済環境局 文化観光振興部 観光戦略課

電話：084-928-1042（直通）

FAX：084-928-1736

E-mail：kanko@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2026年（令和8年）2月27日（金）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）2月27日（金）から同年3月9日（月）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）2月27日（金）から同年3月3日（火）午後5時まで

質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）3月5日（木） 市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）2月27日（金）から同年3月11日（水）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）3月12日（木）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）3月12日（木）から 同年3月19日（木）午後5時まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）3月23日（月）予定
企画提案書の選定通知	2026年（令和8年）3月24日（火）

(3) 実施要領等の配付期間、配付場所及び配付方法

ア 配付期間

2026年（令和8年）2月27日（金）から同年3月9日（月）まで（ただし、福山市の休日（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配付場所

(1)に同じ。

ウ 配付方法

(1)の場所で交付又は福山市ホームページの観光戦略課
(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kanko/>)に掲載

(4) 質問書の受付及び回答

ア 質問書の受付期間

2026年（令和8年）2月27日（金）から同年3月3日（火）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書（様式1）を観光戦略課宛てに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）を添付し提出すること。

※提出した場合は、届いているかの確認を電話で行うこと。

※メール送信の際は、件名を「福山市営渡船運航業務に関する質問書」と記した上で送信すること。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2026年（令和8年）3月5日（木）までに本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の作成等

(1) 受付期間

2026年（令和8年）2月27日（金）から同年3月11日（水）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合も、2026年（令和8年）3月11日（水）午後5時必着（当日消印は無効。）

となるので、確実に届く方法とすること。

また、郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～スの書類を作成し、各1部を提出すること。

(エ、ク、ケ及びコについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。)

ア 福山市営渡船運航業務に係る公募型プロポーザル受付票（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 実績報告書（様式4）

過去5年以内の本業務に類似する実績について、概要が分かる資料（契約書、報告書、ホームページ、新聞記事等）を添付してください（写しでも可）。

エ 登記事項証明書類（写しでも可）

オ 過去3年分の決算書類（任意様式）

カ 現在の組織、人員体制を示す書類（任意様式）

キ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

ク 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式5）を提出すること。）

ケ 納税証明書（写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（その3未納の税額がないこと用））

コ 印鑑証明書（原本）

サ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

シ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

ス 誓約書（様式8）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知（様式9）

2026年（令和8年）3月12日（木）

参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を郵送で通知する。

(2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行う。

イ 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

9 企画提案書の作成等

次の項目について、企画提案書を作成すること。

企画提案書は、A4サイズ10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。また、提案者が特定できる表記及びマーク社章等は記入しないこと。

(1) 受付期間

2026年（令和8年）3月12日（木）から同年3月19日（木）まで（ただし、市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、郵送の場合も、2026年（令和8年）3月19日（木）午後5時必着（当日消印は無効。）となるので、確実に届く方法とすること。また、届いているかどうかの確認を電話にて行うこと。

(2) 提出場所

6(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書提出書（鑑文）（様式10） 1部

イ 企画提案書 6部（社名あり1部、社名なし5部）

別紙「福山市営渡船運航業務委託仕様書」を踏まえ、記載してください。

ウ 参考見積書 6部（社名あり1部、社名なし5部）

※日本工業規格A4判の任意様式に提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）及び企画提案書の内容に沿った積算内訳を記載し、原本には代表者印を押印すること

エ 業務実施体制（様式11） 1部

10 企画提案の概要

(1) 提案を求める事項（特定テーマ）

別紙「福山市営渡船運航業務委託仕様書」にある項目に対し、次の特定テーマを組み込んだ提案書を作成すること。

ア 緊急対応を含めた運航体制の構築

自然災害や事故発生時などの迅速な対応を踏まえた運航体制図の作成を求める。

併せて、緊急時に市営渡船場に参集可能な人員が確保されているか、必要な体制の構築を求める。

イ 船員研修及び自主訓練の実施計画の作成

安全運航及び緊急時の対応を想定した年間1回以上の研修及び訓練の実施計画の作成を求める。

- ウ 轄地域の観光案内等のサービス向上のための取組
利用者の立場に立った接遇を行うための考え方について提案を求める。

11 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに福山市営渡船運航業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行います。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション（ヒアリング）内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定する。

(1) 選考方法

- ア 評価委員会が評価基準書に基づき、企画提案書、プレゼンテーション等の審査により行う。
- イ 評価委員会における評価が高い順に、本業務の受注候補者を1者、次順候補者を1者選定し、受注候補者と随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次順候補者と交渉を行う。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。
- エ 評価点が基準点全体の60%未満（評価委員の合計点の平均が60%未満）の場合は、交渉権者として選定しない。
- オ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

- ア 開催日時
2026年（令和8年）3月23日（月）（予定）
※企画提案書の提出者全員にプレゼンテーション実施案内を郵送で通知する
- イ 所要時間
プレゼンテーション 15分程度
評価委員からの質疑 20分程度

(4) 注意事項

- ア 他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
- イ 指定の時間に遅れた場合は審査対象とならない。

(5) 選定結果（様式12）の通知

2026年（令和8年）3月24日（火）

企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

なお、特定者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。

通知後、発注者と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(6) 評価結果の公表

評価結果については福山市ホームページの観光戦略課に公表する。

(7) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

イ 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

(8) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。

12 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

(2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

(3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

13 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費（見積限度額）（予算額）を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

14 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション（ヒアリング）等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属する。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を

用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定すること。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償する。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わない。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の内容に同意したものとする。
- (18) 業務委託の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (19) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (20) 受注者が業務委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (21) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。
- (22) 受注候補者が、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内に受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しない。
- (23) 本件は、本市の令和8年第1回定例会において、歳入歳出予算の議決を得られなかったときは、取り消すものとする。

福山市営渡船運航業務委託 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
(1) 業務実施面	本業務を実施する上で適切な類似業務実績を有しているか。	/5	/10
	船員及び運行管理者等としての経験の年数は十分か。	/5	
(2) 企画提案書	提案内容の的確性 ・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	/10	/70
	事業への理解・知識 ・事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	/10	
	緊急対応を含めた運航体制の構築 ・常時の運航体制は十分か。 ・自然災害や事故発生時も踏まえ、緊密な連絡体制が確保されて、迅速な対応ができる体制が構築されているか。 ・緊急時に市営渡船場に参集可能な人員が確保されているか。 ・乗船客に対して、高い安全性を担保できる体制が構築されているか。	/15	
	船員研修及び自主訓練の実施計画の作成 ・本市の安全管理規定を理解した船員研修の内容になっているか。 ・緊急時を想定した訓練の内容になっているか。	/15	
	轄地域の観光案内等のサービス向上のための取組 ・クレーム発生時を含め、利用者の満足度向上を図る仕組みが提案されているか。 ・具体性・実現可能性のある内容となっているか。	/10	
	その他独自の提案事項 ・独自の提案や工夫、ノウハウがみられる。	/10	
	(3) 参考見積	必要な業務を把握し、妥当な提案内容、業務規模となっており、参考見積の金額は妥当であるか。	
(4) プレゼンテーション	プレゼンテーション能力 ・提案内容を分かりやすく、明確に説明しているか。 ・全体的に適切な資質を備えているか。	/5	/10
	質疑・応答 ・質問内容を把握し、的確な回答・対応ができたか。	/5	
合計			/100